

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和元年8月2日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 上下水道課の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 令和元年5月13日～令和元年5月29日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<ul style="list-style-type: none">1. 水道事業の業務委託契約文書について、整理したうえで編綴すること。2. 農業集落排水事業の伺い文書について、調定変更の事務処理方法の一部適切でない処理が見られるため、関係例規に基づき適正な事務処理に努めること。	<ul style="list-style-type: none">1. 指摘された業務委託契約綴について、整理のうえ、編綴しました。2. 例規等に基づき適正な事務を行うよう指導し、事務のチェック体制を再度確認しました。